

平成30年度「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

企画分科会（第1回）

次 第

平成30年6月19日（火） 16：00～16：30

県庁4階 第3応接室

1 分科会長の互選

資料1 設置要綱・委員名簿

2 企画分科会の進め方とスケジュール、次期計画の構成案について

資料2-1 分科会スケジュール（案）

資料2-2 次期計画の構成（案）

3 政策的論点について

資料3 主な政策的論点

（参考）「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議資料

○次期長期構想策定の考え方と推進体制について

○国における重点政策と将来展望

○人口減少の今後の局面について

（参考資料）

1. 2030年展望と改革タスクフォース報告書（概要）
2. 自治体戦略2040構想研究会第1次報告（概要抜粋）
3. 今後の社会経済の変化と主な課題

「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

企画分科会 出席者名簿

(順不同、敬称略)

分野	役職	氏名
学識経験等 医療	岐阜大学学長 岐阜県地域医療対策協議会 座長	もりわき ひさたか 森脇 久隆
学識経験等	岐阜大学 副学長	はやし まさこ 林 正子
観光振興	(一社)岐阜県観光連盟 会長	きしの よしあき 岸野 吉晃
観光振興	(一社)岐阜県観光連盟 相談役	かみて しげお 上手 繁雄
農山村振興	岐阜県農業協同組合中央会 会長	さくらい ひろし 櫻井 宏
福祉	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会 会長	おかもと としみ 岡本 敏美
福祉	(特非)岐阜県居宅介護支援事業協議会 名誉会長	いしはら みちこ 石原 美智子
子ども	(特非)くすくす 理事長	やすだ のりこ 安田 典子
文化	プロデューサー、演出家 兼 (公財)岐阜県教育文化財団総合プロデューサー	こじま のりお 小島 紀夫
労働	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 会長	たかだ かつゆき 高田 勝之
メディア	(株)岐阜放送 代表取締役社長	もりた じゅんこ 森田 順子

計11名

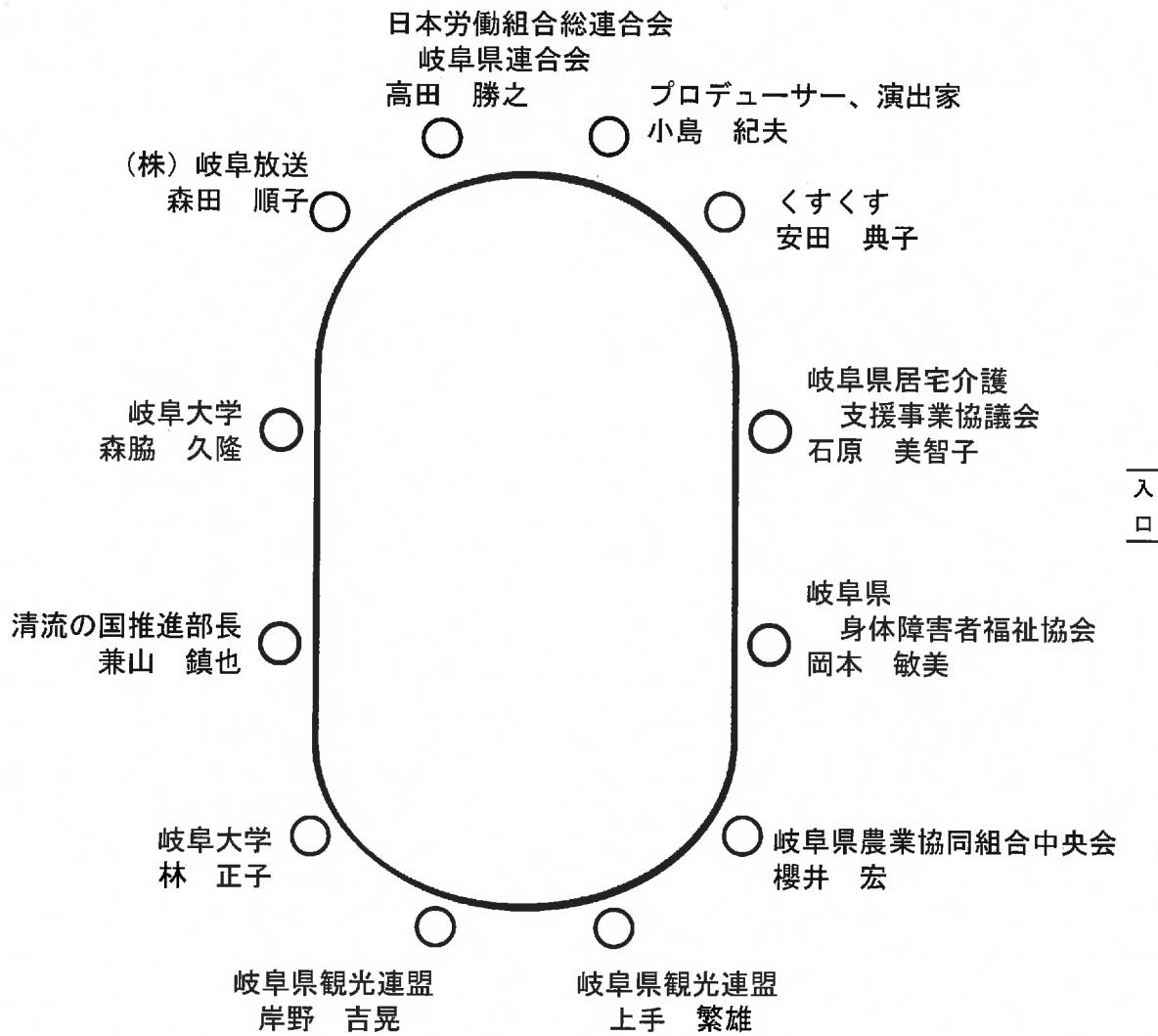
(欠席)

産業	岐阜県商工会議所連合会 会長	むらせ ゆきお 村瀬 幸雄
文化	(公財)岐阜県教育文化財団文化芸術アドバイザー 兼 岐阜県観光国際戦略アドバイザー	ふるた なほこ 古田 菜穂子

計2名

「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議 企画分科会 配席図

平成30年6月19日（火）16:00～16:30
県庁第3応接室



「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議 企画分科会 設置要綱

(設置)

第1条 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議設置要綱第6条の規定に基づき、「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）に、県が策定又は変更する県政運営の指針に関し、今後の社会経済の変化や新たな課題、政策の方向性等について、産学金労言の有識者の方々から意見を聞くことを目的とする企画分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 分科会は、委員13名以内で組織する。

- 2 委員は、県民会議委員又は県民会議委員以外の前条に規定する分野における有識者等のうちから知事が選任する。
- 3 分科会に分科会長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 分科会長は、会議の進行を行う。
- 5 分科会長は、分科会長代理を指名することができる。
- 6 分科会長代理は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき、又は分科会長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第3条 分科会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第4条 分科会の事務局は、岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営上必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議
企画分科会 委員名簿

分野	団体名等	氏名
学識 医療	岐阜大学学長 岐阜県地域医療対策協議会座長	森脇 久隆
学識	岐阜大学副学長	林 正子
産業	岐阜県商工会議所連合会会长	村瀬 幸雄
観光	(一社)岐阜県観光連盟会長	岸野 吉晃
	(一社)岐阜県観光連盟相談役	上手 繁雄
農山村	岐阜県農業協同組合中央会会长	櫻井 宏
福祉	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会会长	岡本 敏美
	(特非)岐阜県居宅介護支援事業協議会名誉会長	石原 美智子
子ども	(特非)くすくす理事長	安田 典子
文化	プロデューサー、演出家 兼(公財)岐阜県教育文化財団総合プロデューサー	小島 紀夫
	(公財)岐阜県教育文化財団文化芸術アドバイザー 兼岐阜県観光国際戦略アドバイザー	古田 菜穂子
労働	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会长	高田 勝之
メディア	株岐阜放送代表取締役社長	森田 順子

計 13名

「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県清流の国スポーツ推進条例第16条に基づき、スポーツの推進に関する施策について、広く県民の意見を反映するとともに、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の開催を機に県民の間に醸成された「清流の国ぎふ」への誇りや愛着をさらに高め、県政全般にわたる本格的な「清流の国ぎふ」づくりを推進していくため、県内の各界有識者の方々にそれぞれの目線から意見を聴くことを目的とする「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 県民会議においては、「清流の国ぎふ」づくりに関し、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 県政運営の指針の策定又は変更（軽微な変更を除く。）に関すること。
- (2) 岐阜県清流の国スポーツ推進条例に基づく、スポーツの振興、スポーツを通じた地域振興に関する施策の立案、事業の実施に関すること。
- (3) わがまち「清流の国づくり」の推進に向けた地域づくり施策の立案、事業の実施に関すること。
- (4) 「清流」環境の保全に関する施策の立案、事業の実施に関すること。
- (5) その他「清流の国ぎふ」づくりに関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、委員35名以内で組織する。

- 2 委員は、「清流の国ぎふ」づくりをあらゆる角度から進めるという観点から、知事が選任する。
- 3 県民会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 座長は、会議の進行を行う。
- 5 座長は、座長代理を指名することができる。
- 6 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 県民会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(分科会)

第6条 県民会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。

(事務局)

第7条 県民会議の事務局は、岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営上必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

企画分科会スケジュール（案）

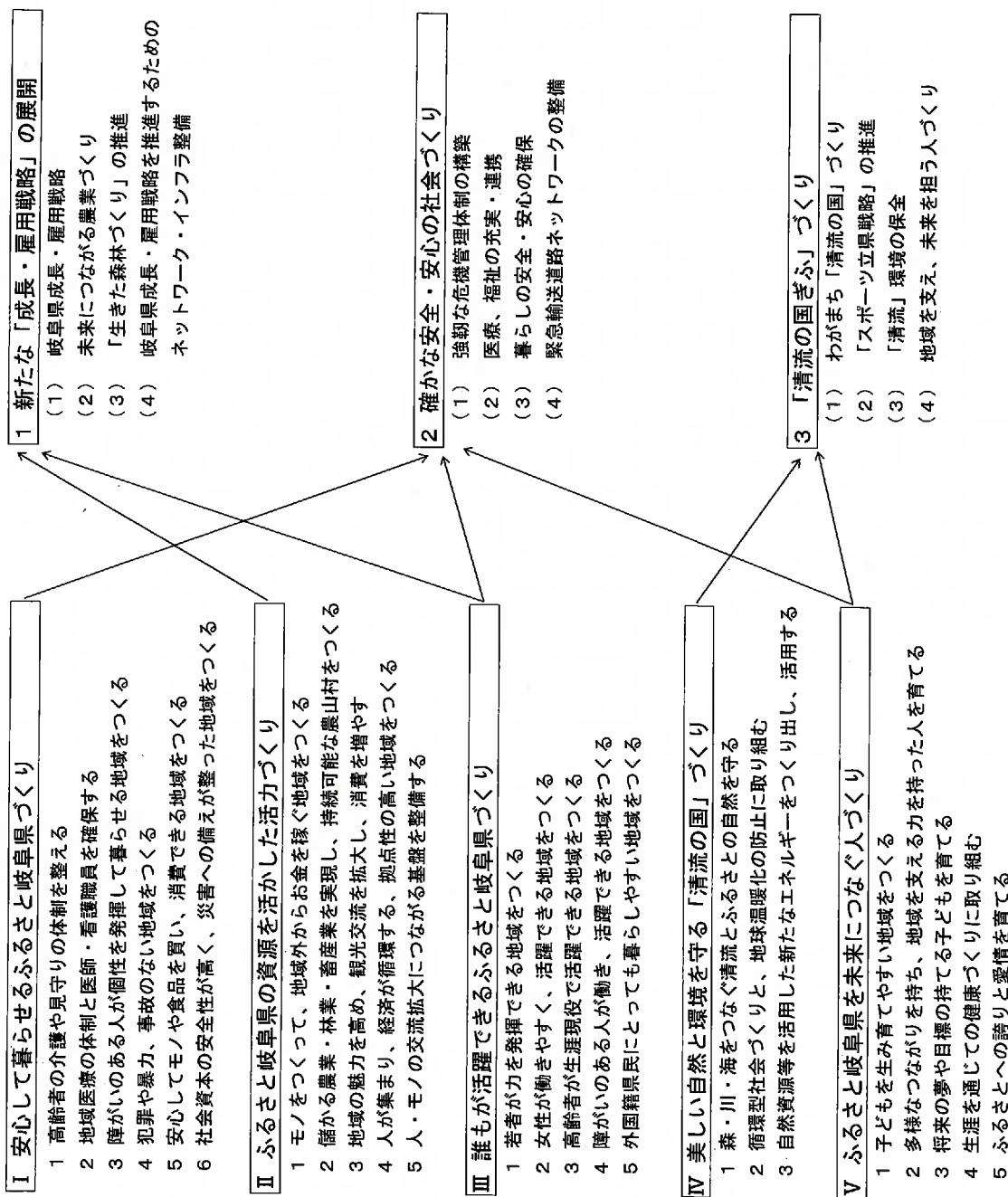
6／19（火）	<p>「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の決定、スケジュールの提示 ・「今後の社会経済の変化と課題」について意見交換 <p>◆企画分科会（第1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方、スケジュールについて ・政策的論点について
7／13（金）	<p>地方創生分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生の実施状況、KPIのフォロー
8月上旬	<p>◆企画分科会（第2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成果検証と新たな課題」、「政策の方向性」について
9月上旬	<p>◆企画分科会（第3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂案の骨子について
9月下旬	県議会に骨子案を説明
11月中旬	<p>◆企画分科会（第4回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂案について
12月上旬	県議会に改訂案を説明
12月上旬 ～1月中旬	パブコメ
1月中旬	<p>◆企画分科会（第5回） ※修正がある場合に開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブコメ結果を踏まえた改訂案の修正について報告
1月下旬	<p>「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終案の報告、意見聴取
3月下旬	(県議会) ・議決

次期計画の構成（案）

I 県政運営の基本方針	
	1 策定の趣旨 <ul style="list-style-type: none"> ・策定の趣旨、今後の県政運営の基本姿勢等を記載
	2 検証と評価 <ul style="list-style-type: none"> ・中間見直し後を中心に、これまでの取組みを検証
	3 社会経済の変化と新たな政策課題 <ul style="list-style-type: none"> ・本県を取り巻く今後の社会経済のトレンドと課題を記載
	4 政策の方向性（創生総合戦略における基本目標） <ul style="list-style-type: none"> ・「人づくり・生産性向上」「魅力づくり」「安全・安心・健康づくり」といった柱を立て、政策の方向性を記載 <p>※政策の柱立てごとに「成果指標」（出生率1.8等）を設定</p>
	5 県の行財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の行財政運営の方向性を記載
II	具体的な施策 <ul style="list-style-type: none"> ・上記「政策の方向性」の柱立てごとに具体的な施策を記載
	数値目標 <p>※総合戦略の「KPI（重要業績評価指標）」として設定</p>

(参考) 長期構想における「政策の指向性」の柱立て

長期構想（平成 21 年 3 月） 中間見直し（平成 26 年 3 月）



(参考) H30 県当初予算の柱立て

1 「人づくり」と「生産性向上」	2 「ぎふブランド」づくりと内外交流戦略	3 安全・安心・健康づくり
<p>(1) きめ細かな人づくりの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業を支える人材の育成・確保 ・地域を支える人材の育成・確保 ・多様な人材の活用 <p>(2) 第4次産業革命と生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な分野での第4次産業革命の実現 ・『岐阜県成長・雇用戦略』の実行 	<p>(1) 東京オリ・パラ戦略の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光産業の基幹産業化 ・未来につながる「ぎふブランド」づくり ・芸術・文化の振興 <p>(2) 多層的な国際交流の推進</p>	<p>(1) 医療と福祉の充実・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民参加による健康づくり ・災害に強い県づくり ・美しい自然と環境を次代へ引き継ぎ <p>(2) ネットワーク・インフラの整備</p>

主な政策的論点

1 深刻な少子化問題への対応

- ・ 非婚化・晩婚化や経済的な理由などにより、依然として少子化の傾向に歯止めがかかっていないが、この深刻な状況を改善するため、企業への働きかけや支援のあり方など、どのようなアプローチが考えられるか。

2 若者の流出防止・県内定着

- ・ 就職や結婚を機に若者の県外流出が続いている、東京圏への人口一極集中が進んでいる。若者の流出を防止し、県内定着を図るため、大学と連携した企業とのマッチングやUターン奨学金などの取組みを進めているが、地方大学の魅力向上など、今般、注力していくべき施策は何か。

3 多様な人材の活躍（女性、高齢者、障がい者、外国人）、省力化

- ・ 担い手不足への対応として、女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の活躍を更に進めていく必要があるが、柔軟な働き方など様々な課題があると考えられるが、どのような点を重視すべきか。
- ・ また、こうした人材にも限りがあることから、省力化・生産性の向上を促進する必要があるが、どのような政策的アプローチが考えられるか。

4 付加価値の高い産業構造への転換、産業の新陳代謝

- ・ 自動運転など先進技術による変革の波が押し寄せつつあり、自動車産業など既存のビジネスモデルが競争力を失うことも懸念される。
- ・ こうした中、例えば、本県を先進技術の実験場として企業の研究開発拠点を呼び込んだり、インキュベーション機能の強化、民間活力の導入を図るなど、付加価値の高い産業構造へと転換を図るために大胆な産業政策を打ち出していくことも必要と考えられるが、どのような方向性、アプローチが考えられるか。
- ・ また、成長分野として、今後注力すべき産業分野は何か。
(航空宇宙、自動運転等の先進技術、医療、食品、ヘルスケア、エネルギー等)

5 内外交戦略・ブランド戦略の深化

- ・ 域外から所得を獲得するため、本県の豊かな観光・文化などの地域資源をつないで周遊性を高め、観光消費額の拡大を図っていく必要があるが、本県の海外戦略・ブランド戦略を更にブラッシュアップしていくには、DMOなど体制整備を含め、何を重点としていくべきか。

6 健康寿命の延伸、医療費適正化

- ・ 本県における健康寿命は全国と比較して高い傾向にある。こうした強みも活かしつつ、データヘルスによる生活改善・予防、遠隔医療など効率的な地域医療提供体制の構築などにより、更なる健康寿命の増進、医療費の適正化を図ることが求められる。
- ・ 県内情報系企業との連携など政策間連携も重要な視点と考えられるが、どのようなアプローチが考えられるか。

7 効率的で持続可能な介護体制の構築

- ・ 今後、大都市圏で 75 歳以上人口が急増することが見込まれ、介護需要の地方への流出や介護人材の獲得競争が激化することが懸念される。
- ・ このような状況もにらみながら、効率的で持続可能な介護体制を構築していくうえでの課題と対応の方向性は。

8 中山間地域への政策対応

- ・ 中山間地域を中心に、生活サービスの利用に支障が生じたり、コミュニティ機能の低下といった問題がさらに深刻化することが懸念される。
- ・ こうした問題に対処するため、見守りや日常の足の確保等における共助の仕組みづくりを支援していくことなどが考えられる一方、「縮む社会」においては集約を図るべきとの議論もあるが、どのように政策対応していくべきか。

9 広域連携などによる効率的な行政サービス提供体制の構築

- ・ 地域包括ケア、コミュニティ交通、インフラの維持管理や除雪など、今後、個々の自治体がフルセットで行政サービスを提供していくことが困難、あるいは非効率となることが想定される。
- ・ このため、市町村同士の広域連携、あるいは IoT 等の活用などにより、効率的に行政サービスを提供していくことが求められるが、財政支援や仕組みづくりなど、県としてどのように支援していくべきか。